

建物および設備における主な石綿使用状況

平成19年6月1日現在

対 象		使用箇所	現状(使用状況等)	備考(対応状況他)
石綿を含有する吹付け		設備機器室等の防音材、断熱材、耐火材として壁面や天井に使用	・使用箇所を把握し計画的に対策を施してきている。引き続き、詳細な調査を継続していく。 ・自社建物:1棟	石綿の含有が判明した箇所では、定期的に点検を行うとともに、出入管理を徹底するなどして管理している。 可能な限り早期に対策を実施していく。
石綿含有製品	建 材	建物の耐火ボード、床材等に使用	・H18.8以前に使用された建材に含まれていると考えられる。それ以降は石綿含有製品は使用していない。	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	防音材	変圧器の防音材 (変電設備)	・1台	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	石綿セメント管	地中線用の管路材料 (送電設備)	・亘長:約0.6km	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	保温材	発電設備 (火力設備)	・石綿含有製品残数: 約23,000m ³ (全数の約2割)	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	シール材・ジョイントシート	発電設備 (火力設備)	・石綿含有製品残数: 約34,000個(全数の約半数)	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	増粘剤	架空送電線用の電線(送電設備)	・電線防食剤 亘長:約30km	油性材料の内部に固着されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次、非石綿製品へ取り替えていく。
		発電設備(水力設備)	・アスファルト表面遮水壁 3施設 大津岐ダム:福島県、沼原ダム:栃木県、本別発電所 導水路開渠部:北海道	増粘剤として使用した石綿はアスファルトと一体化しているため、通常状態において飛散性はない。ダム周辺の大気、水質の調査を実施し、環境への影響が無いことを確認している。 なお、劣化が認められる場合は、表面保護層を非石綿系の材料で補修している。
	緩衝材	送電設備等の懸垂碍子	・個数:約47万個 碍子内部において、緩衝材として石綿含有製品を使用。碍子表面の磁器部分には使用されていない	成形品であり、加えて碍子内部に封入されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく

*平成18年9月の労働安全衛生法施行令の一部改正(石綿の含有率規制が1%→0.1%に変更)を反映